島根県民限定（再発見しまねぐるっと周遊割適用）

（一社）益田市観光協会

現地ガイドと行く

★各コース２０名限定★

旧山陰道ウォークツアー

～令和元年（2019）益田市内の旧山陰道ー鎌手峠越ーが、歴史の道百選に認定～

江戸時代の山陰道は、京都から丹波を経て山陰地方を通り、石見国では浜田から益田を経由して津和野に至り、周防国の小郡（現・山口市）で西国街道（山陽道）に合流します。

益田市内の旧山陰道は一部区間を除きほぼ全線を辿ることができます。とくに浜田市に接する土田から益田市の中心部までの間は、鎌手峠越、鹿田峠越、峠山越など状態がよく残っており、また扇原の関門や舟橋などは幕末の石州口の戦いにおける長州軍の進軍路とも重なります。
現地ガイドと一緒に歴史の道を散策しながら、２つのコースを歩くことで、益田市の旧山陰道全線を巡ることができるツアーです。

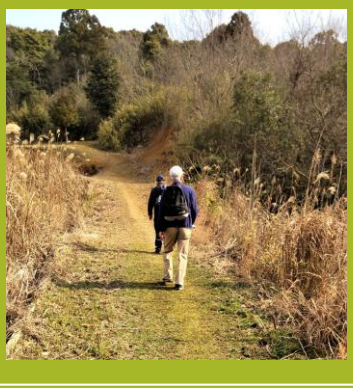

<旧山陰道「鎌手峠越」を歩こう>　①馬橋～益田コース（ 約１３㎞）

【旅 行 日】　**令和３年５月８日（土）日帰り**　　【集合時間】　午前８時
【集合場所】　益田合同庁舎・駐車場　　【最少催行人員】１５名
【行　　程】
益田合同庁舎（８：３０）→🚌→馬橋→（徒歩）→旧山陰道ウォーク→益田合同庁舎（１６：３０頃）予定
（鎌手峠越・石見津田・遠田）

【昼　　食】　文太楼旅館（お弁当）　【バス】第一観光バス（中型：２７人乗り）
【旅行代金（お一人様）】

基本旅行代金５，６００円(税込)　→【再発見しまねぐるっと周遊割適用】**２，８００円**(税込)
※大人・子ども同額となります。

【旅行代金に含まれるもの】バス代、ガイド代、昼食代
※添乗員は同行いたしませんが、現地ガイドと観光協会スタッフが同行いたします。
★しまねっこクーポン１，０００円付（土産物店、飲食店、公共交通機関などで旅行日に使用可能）

<幕末の戦いの跡が残る旧山陰道を歩こう>　②益田～横田コース（約１４㎞）

【旅 行 日】　**令和３年５月９日（日）日帰り**　　【集合時間】　午前８時
【集合場所】　益田合同庁舎・駐車場　　【最少催行人員】１５名
【行　　程】
益田合同庁舎（８：３０）→（徒歩）→旧山陰道ウォーク→石見横田駅→🚌→益田合同庁舎（１６：００頃）予定
（扇原関門跡・梅月・左ヶ山・横田）

【昼　　食】　渡辺旅館（お弁当）　【バス】第一観光バス（中型：２７人乗り）
【旅行代金（お一人様）】

基本旅行代金５，６００円(税込)　→【再発見しまねぐるっと周遊割適用】**２，８００円**(税込)
※大人・子ども同額となります。

【旅行代金に含まれるもの】バス代、ガイド代、昼食代
※添乗員は同行いたしませんが、現地ガイドと観光協会スタッフが同行いたします。
★しまねっこクーポン１，０００円付（土産物店、飲食店、公共交通機関などで旅行日に使用可能）

【①②コース共通のご案内】
（申し込みについて）
・島根県民限定のツアーとなります。お申込みの際、住所が記載されている身分証明書をご提示いただきます。
・それぞれ約15㎞を歩くコースとなります。中途のリタイヤは困難となりますのでご了承ください。
（ツアー催行について）
・最少催行人員は各日１５名です。１５名に満たない場合はツアーを取りやめます。（取りやめる場合、旅行日の４日前までに通知いたします。）
（当日について）
・駐車場をご利用の方は、益田合同庁舎の駐車場をご利用ください。（無料）
・雨天決行です。雨具をご用意ください。（大雨、雷等の悪天候により安全の確保が難しい場合やその恐れがある場合には、ツアーの催行を取りやめます。）
・舗装されていない山道を歩きます。滑りにくい靴をおすすめいたします。
・受付時に検温を行います。体温３７．５℃以上の発熱が認められる場合はご参加いただけません。
・新型コロナウィルス感染症の感染防止のため、ツアー中はマスクの着用をお願いいたします。
また、バス車内での飲食や大きな声での会話はお控えください。（乗車時間は約３０分）
（新型コロナウィルス感染症関連）
・新型コロナウィルスの感染状況によっては、ツアーの催行を中止いたします。
・再発見しまねぐるっと周遊割を適用しております。（再発見しまねぐるっと周遊割は、「ＧＯ ＴＯ トラベル」事業が再開された場合や新型コロナウィルス感染症の感染状況により、適用を中止される場合があります。その場合はツアーを中止いたします。）

（一社）益田市観光協会　ご旅行条件書（抜粋）

この書面は、旅行業法第１２条の４の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第１２条の５の定めるところの契約書面の一部となります。
詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認のうえお申込みください。

1.募集型企画旅行契約

「旧山陰道ウォークツアー」は、一般社団法人益田市観光協会が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。また、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件の他、下記条件、最終旅行日程表及び当協会の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

2.旅行の申し込み

(1)申込書に所定の事項を記入の上、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
(2)当協会は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当協会が予約の承諾を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満
お申込金	6,000円～旅行代金まで	12,000円～旅行代金まで	20,000円～旅行代金まで

(3)15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
(4)お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は、「国内募集型企画旅行条件書」の「3.申込条件」を確認の上、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

3.契約の成立と契約書面の交付

(1)募集型企画旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し前項の申込金を受領したときに成立するものとします。
(2)通信契約は前項の規定にかかわらず、当協会が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(3)当協会は契約の成立後、旅行日程や旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡し致します。（当パンフレットはこのご旅行条件書において、契約書面の一部といたします）
当協会が手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は、当契約書面に記載致します。

4.通信契約

当協会が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への「会員」の署名なくしての旅行代金等受けることをのお支払いを条件に「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信による」申し込みを受ける場合があります。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払い下さい。
旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代及び消費税等諸税。

6.お客様からの旅行契約の解除(旅行開始前)

お客様はいつでも次に定める取消料（お1人様につき）をお支払いいただいて、旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。（なお、表でいう取消日とは、お客様が当協会の営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。）

日帰り旅行の取消料

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
①10日目に当たる日以降の解除	基本旅行代金の20%
②7日目に当たる日以降の解除	基本旅行代金の30%
③旅行開始日前日の解除	基本旅行代金の40%
④旅行開始当日の解除	基本旅行代金の50%
⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加	基本旅行代金の100%

※お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送、宿泊機関等行程中の一部の変更についても、全体に対するお取消しとみなし、取消料の対象となります。

7.当協会からの旅行契約の解除及び催行の中止

(1)旅行開始前
当協会は次に掲げる場合において、旅行開始前に国内募集型企画旅行契約を解除することがあります。
●最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は旅行開始日の14日前（日帰り旅行は4日前）までにご連絡をし、当協会にお預かりしている旅行代金は全額お返しし、この旅行契約を解除いたします。
●お客様が当協会にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
●お客様が病気その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。
●天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、国内外の観光省の命令その他の当協会の関与できない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(2)旅行開始後
集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならないときは募集型企画旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しをいたしません。

8.お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
(2)お客様は、当協会から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

9.特別補償

当協会は、当協会の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

10.基準期日
この旅行条件は、2021年4月1日現在を基準としています。
また、旅行代金は2021年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

【個人情報の取り扱いについて】
(1)一般社団法人益田市観光協会は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内におおいて当該機関等に提供し
(2)当協会及び当協会が提携する企業・団体が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
(3)上記のほか、当協会の個人情報の取り扱いに関する方針については、当協会またはホームページでご確認下さい。

【旅行企画・実施】及び【申込・問い合わせ】

島根県知事登録第3-99号　（一社）全国旅行業協会正会員
一般社団法人益田市観光協会
島根県益田市駅前町17-2　TEL：0856-22-7120
FAX：0856-23-1232　MAIL:info2@masudashi.com

募集型企画旅行実施可能区域
島根県：益田市・浜田市・津和野町・吉賀町　山口県：萩市・岩国市
広島県：北広島町・安芸太田町・廿日市市

総合旅行業務取扱管理者：川﨑聡美
※旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。